

## 6月号(513号)補遺

「遺贈であれば、受遺者への所有権移転登記には相続人等の遺贈義務者と受遺者の共同申請が必要となる」(103頁)とあるが、不動産登記法の改正により、現在では受遺者の単独登記が可能である(同法63条3項)。